

# 度会町介護保険 住宅改修の手引き

令和7年9月

# 目次

# 度会町介護保険住宅改修の手引き

◎介護保険住宅改修費支給制度について・・・・・・P1~P5
◎介護保険住宅改修手続きの流れ・・・・・・・P6~P7
◎住宅改修費支給事前協議書について・・・・・・・・P8
◎住宅改修の承諾書について・・・・・・・・・ P 9
◎住宅改修が必要な理由書(事前申請)について・・・P10~P12
◎住宅改修箇所の見積書について・・・・・・・ P13~P14
◎住宅改修箇所の写真について・・・・・・・・・ P15
◎平面図について・・・・・・・・・・・・・・P16
◎住宅改修費支給申請書について・・・・・・・・・ P17
◎介護保険住宅改修完了報告書について・・・・・・・ P 18
◎介護保険住宅改修費等受領委任払いに係る委任状について・P19
◎住宅改修の領収書について・・・・・・・・・ P20
◎介護保険住宅改修Q&Aについて・・・・・・・P21~P25

## 介護保険住宅改修費支給制度について

### 【対象となる方】

度会町の被保険者であり、心身や住宅の状況等から以下の対象要件を満たし、小規模な住宅改修を実施する場合に限り対象となります。

手続きせずに着工した工事は、支給対象外です。必ず事前に申請してください。

- (1) 要介護認定を受けており、認定の有効期間内であること。
- (2)介護保険被保険者証に記載されている住所で、実際に居住している住宅であること。
- (3) 本人が在宅であること。(入院・入所・外泊は不可)
- (4) 工事内容が介護保険制度の給付対象であり、事前申請でその必要性について記載されていること。
- (5) 住宅改修の着工前に事前申請して、町に着工を許可されていること。

## 【支給について】

#### ≪支給限度基準額≫

申請上限額20万円(内訳:介護保険給付上限額18万円、自己負担額2~6万円) 申請上限額20万円の範囲内であれば、何回かに分けて、申請することができます。 また、次のような場合は、申請上限額20万円の再度の利用ができます。

#### ≪再度利用ができる場合≫

①転居して住所が変わった場合

転居前の住居で支給限度基準額の残額があっても、<u>転居後の住居については持ち越さ</u>れず、**改めて支給限度額基準額20万円分の住宅改修費が受けられます。** 

### ②要介護状態が著しく重くなった場合の例外

最初の住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護状態区分を基準として、要介護状態区分が、3段階以上重くなった場合は、例外的に、改めて支給限度額基準額が20万円分の住宅改修費が受けられます。

ただし、「**3段階リセットの例外」は1度のみです。**また、<u>支給限度基準額の残額があっても、持ち越しはされません。</u>



初回の住宅	ご改修着工日の要介護状態区分	追加の住宅改修着工日の要介護状態区分					
	・経過的要介護		第4段階	・要介護3			
   第1段階	(平成18年4月1日前は要支援		第5段階	・要介護4			
<b>为 1 权怕</b>	・要支援1		第6段階	・要介護 5			
At a county	・要支援2		第5段階	・要介護4			
第2段階	・要介護 1		第6段階	• 要介護 5			
第3段階	<ul><li>要介護 2</li></ul>		第6段階	・要介護5			

# 【支給方法】

償還払い方式	利用者がいったん費用の全額を住宅改修業者へ支払った後、申請により、保険給付対象費用内で7~9割分を申請者へ払い戻す方式。
受領委任払い方式	利用者が費用の1~3割分を住宅改修業者へ支払い、申請により、保険給付対象費用内で7~9割分を住宅改修業者へ支払う方式で、町に受領委任払い取扱事業者の登録のある業者を利用する場合のみ利用可能。ただし、次のいずれかに該当する場合、受領委任払いは利用することができません。 (1)介護保険の給付制限を受けている方 (2)要介護認定または要支援認定の「新規申請中」であり、要介護状態区分等(要介護度)が決定していない方 (3)病院等に入院または介護保険施設等に入所している方

## 【給付対象となる住宅改修工事の種類】

## ① 手すりの取付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防や移動、または移乗動作の補助を目的として手すりを設置する工事です。

手すりを取付けるための壁の下地補強も対象になります。

保険給付対象工事	保険給付対象外工事
○居室内の手すり	×集合住宅などの共用部分の手すり
(居間・トイレ・浴室・玄関・階段等)	×敷地外の手すり
○敷地内の手すり	×転落防止のための柵
(玄関ポーチ・門扉までの通路等)	×福祉用具の手すりを置くだけ
	(取り付け工事を伴うものは可)

※取付け工事で固定しない床置きや便器を囲んで使用する手すりは「福祉用具貸与」の対象となります。

## ② 段差の解消

居室、廊下、トイレ、浴室、玄関等の各室間の床の段差および玄関から道路までの通路 等の段差や傾斜の解消するために、敷居を低くしたり、スロープを設置したり、浴室の床 を嵩上げするなどの工事が対象です。

保険給付対象工事	保険給付対象外工事
○各居室の敷居を低くする工事	×床下収納スペースを埋める工事
○スロープ・踏み台を固定設置する工事	×スロープや踏み台を固定せずに置くだけ
○浴室の洗い場の嵩上げ工事	の工事
○敷石をコンクリートスロープにする工事	×昇降機・リフト・段差解消機等を設置す
○居室・廊下の段差をなくす工事	る工事
○階段の勾配を緩やかにする工事	×上り框に腰かけ台を設置する工事
○傾斜の解消	×給湯器、シャワー、水栓の工事
○転落防止柵の設置(スロープの設置に伴	×転落防止柵の設置単独の工事(転落防止
う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち	柵の設置は、段差や傾斜の解消に付帯す
上がりの設置	る工事として認められるため)

※取付け工事で固定しないスロープは「福祉用具貸与」、取付け工事で固定しない浴室すの こについては、「福祉用具購入費」の支給対象になります。

## ③ 滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更

居室においては、畳敷きから板製床材やビニール系床材等への変更、浴室においては、滑りにくい床材への変更、通路面においては、滑りにくい舗装材へ変更するなどの工事です。床材の変更のための下地の補修や通路面の変更のための路盤整備も対象です。

保険給付対象工事	保険給付対象外工事
○畳から板製床材・ビニール系床材等への	×老朽化による床材の張替え
変更	×滑り止めマットを洗い場に置くだけ
○浴室の床材を滑りにくいタイルに変更	×転倒時のけが防止のために、床を柔らか
○屋外の通路を滑りにくい舗装材に変更	い材質のものに変更
○階段の滑り止め(固定されているもの)	

## ④ 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体を取り替える工事のほか、ドアノブの変更、戸車の設置、扉位置の変更等に比べて費用が低価に抑えられる場合に限り、引き戸等の新設も対象になります。また、扉の取替えに伴う壁や柱の改修工事も対象です。

(任/以下工事 5/7 家 7 )。								
保険給付対象工事	保険給付対象外工事							
○開き戸から引き戸・折り戸・吊り戸・ア	×自動ドアに取替えた場合の、動力部分相							
コーディオンカーテン等への取替え	当費用							
○重い引き戸から軽い引き戸への取替え	×間口の拡大							
○扉の位置の移動	×雨戸の取替え							
○ドアノブの変更								
○戸車の変更								
○扉の撤去(平成 24 年度法改正)								

## ⑤ 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える工事です。ただし、介護保険制度の福祉用具の購入対象である腰掛便座の設置は除きます。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれますが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含みません。

被保険者の身体状況により、洋式便器の向きを変えたり、洋式便器の高さを嵩上げする 工事や便器の取替えに伴う床材の変更も対象になります。

保険給付対象工事	保険給付対象外工事
○和式便器から洋式便器への取替え	×洋式便器から洋式便器への取替え
○和式便器に水洗機能つきの変換便座を取	×既存の和式便器はそのままで、新規に洋
付け	式便器を設置
(工事を伴わないものは福祉用具の扱い)	×既存の和式便器は壊し、別な場所に洋式
○洋式便器の向きを変える工事	便器を設置

非水洗または非簡易水洗の和式便器から水洗または簡易水洗の洋式便器に取り替える工事の場合の水洗化または簡易水洗化にかかる工事や電気配線、天井などの工事は、対象外となります。

## ⑥上記の①~⑤の改修に付帯して必要となる改修

<b>⑤上記の①~⑤の以修に付帯して必要となる</b>	以修
保険給付対象工事	保険給付対象外工事
○手すりの取付けのための下地補強 ○床材の変更のための下地補強・根太補強 ○通路面の材料の変更のための路盤の整備 ○扉の取替えに伴う壁・柱の改修工事 ○便器の取替えに伴う床・壁の解体・修復	※浴槽の取替えに伴う給湯器・シャワー水 栓の設備工事 ※電気工事(コンセントの新設) ※トイレ工事に伴うタオル掛け・紙巻器等 の付替え
工事(天井を除く。また、単に不便という理由での壁の解体や、間仕切りの撤去 は不可。)	

## 介護保険住宅改修手続きの流れ

#### 1 相談

要介護認定を受けている被保険者は、ケアマネジャーに相談し、住宅改修理由書の作成を依頼します。

工事内容などについては、十分にご検討ください。

また、住宅改修費の一部や全部が認められず、自己負担になる場合があることを必ず伝えてください。



## 2 施工業者の選定

施工業者を選定し、施工業者に住宅改修に係る見積りや関係書類等を依頼します。



### 3 事前申請

次の書類を提出し、事前申請します。

書類の提出はケアマネジャーに依頼してかまいません。

#### ≪提出書類≫

- ① 住宅改修費支給事前協議書
- ② 住宅の所有者の承諾書『(住宅所有者が被保険者本人以外の場合必要) P9 参照』
- ③ 住宅改修が必要な理由書 (ケアマネジャー等が作成します。)
- ④ 改修予定箇所の写真『工事前の現況の写真、写真内の内側に日付が表示されている もの。(必ず見積書の番号と一致するよう振ること。) P15参照』
- ⑤ 平面図『(日常生活上の動線を赤字で記載し、間取り図をできるだけ詳しく記載し、 住宅改修の箇所・内容が見積書・写真と一致するよう番号ともに記載すること。) P16参照』
- **⑥ 見積書**『施工業者が作成したもの。(必ず見積もった箇所がわかるよう番号が振ってあること。) P13 · P14 参照』
- ⑦ 介護保険住宅改修費等受領委任払いに係る委任状『(受領委任払いを実施する場合) P19 参照』



#### 4 事前申請の承認

事前申請書類の審査後に、町から担当ケアマネジャーへ着工許可の連絡を電話で行います。(連絡が来たら工事にかかってください。=連絡前に着工すると申請が無効となる場合がありますので特に注意してください。)



## 5 工事の着工・完了、工事費の支払い

上記4、事前申請で承認された後に改修工事を実施します。 改修工事完了後に本人から施工業者へ代金を支払います。



#### 6 工事完了の届出

次の書類を提出し、住宅改修の工事完了の届出をします。 書類の提出はケアマネジャーに依頼してかまいません。

#### ≪提出書類≫

- ① 住宅改修費支給申請書
- ② 住宅改修完了報告書
- ③ **住宅改修箇所の写真**(工事後の完成した写真、写真内の内側に日付が表示されているもの。P15参照)
- ④ **領収書**(P20参照)
- ⑤ 工事費請求書(内訳入り・原本)



## 7 支給申請書類の審査、決定、支給

町で受理した支給申請書類を審査します。

住宅改修費は、申請書に指定された金融機関口座へ振り込みます。(受領委任払いの場合は、指定された施工業者の口座に振り込みます。)

住宅の所有者	7タライ タロウ <b>度会 太郎</b> 明・大(前) 0年 0月 0日		保険者番号被保険者番号		П		2 4 4	7 0 7				
生年月日 住所 ま	明・大(昭)〇年 〇月 〇日		被保险者番号									
住所は			個人番号		000		000	000				
住 所 住宅の所有者	000 - 0000		性別 (男)・女									
	<b>支会町 □□○○書地</b>	人でない	有者が被保い場合、住宅		. bc 3	×××(××)×××						
	度会 一郎	の承諾書	が必要。			( :	長男 )					
改修の内容・ 箇所及び規模 ②消	な関 手すり(型 L=400 格室 手すりし型 L=600×400		着工予定E 完成予定E	+	令和	O年 O年	ОЯ	ОВ				
(3)1	イレ 和式から洋式便器への取替	ix.	担当者	-	TP#H		00	011				
施工業者名	(株)〇〇〇工務店	ŀ	電話番号	+	××	××(×		××				
所在地 〒(	000-000 度会町口	3000	地									
改修費用	240, 460 円											
令和 〇年 〇月 〇日  中請者 住 所 度会町 □□○○番  (被役集者)  氏 名 度会 太郎  正人 になりますので、関係者間で相談の上、 記入してください。  正人 名 □□  事前申請の 確認連絡先  後保険者・ケアマネージャー 確認連絡先												
			電話番号	×	××)	((x x)	×××	×				
		潘 付	* 11									
	□ 住宅改修が必要な理由書	- AP 13										
<u> </u>	ロ 工事費見積書							$\dashv$				
保険者配入欄	口 改修計画図面											
	ロ 政修前の写真(撮影日の入ったも	<del>も</del> の)										
	□ 住宅所有者の承請書(所有者が	被保険者以外	外のとき)※書	页								
	中の写しを交付することで事前協議結果の 内容及び提出書類に変更があった場合は											
录 認	速絡 令和年	羊 月 日										

71 lbc 1	者が被保険者本人 保険居宅介護() 宅 所 有	支援)住宅で	收修	ŧ <b>*</b>	記入例
度会町長 様					
	が行う介護保険居5 いて、これを行うこと			支給申請書	に係る
被保険	者住所				
	度会町□□○○	O番地			
被保険	者氏名				-
	度会 太郎				_
(住宅 <b>6</b> 住所	の所有者)	令和	○年	O月	ОВ
	度会町口口〇(	O番地			
氏名					-
	度会 一郎				
					-

住宅改修が必要な理由書 (P1) <基本情報>															Ē	2載上	:の注	意	点と具	体的	な記	載化	列
	被保険者 番号	×××	×××	××××	年齢	001	生年月日	明治 太正 昭和	午〇月〇日 世	生別	國男	□女	Γ	Π	現地確認日	<del>†</del> 1	00年0月0	DB	作成日	令和	O# (	ОЯ	ОВ
利	被保険者		F会 太	-ért	要介護 要支援 要介護							f		所属事業所		小雙支援事	意所						
用者	氏名	8	(験当にO) 1 ・ 2 経過的 ・ 1 ・ 2 ・ 3									• 5	成者	資料	を (作成者が介護支持 員でないとき)								
П	住所	度会町	7000番地												氏名	1 花子	•						
Ш													L		連絡先	000	00-00	-00	00				
保	確認日	令和 年 月 日 評															福祉	用具の利用	羽状況と	ともに	、改作	旞	
除者	氏名				価														利用が想		福祉用	具を	
			_						た生活動作						月・車いす介別	14.12)		チェ	ックする。				ᆜᆜ
<	合的状況	>							屋外の移動					843/1	9 - 40-0-9 70-9	146.0		_	福本	上用具の	利用状	25	
ı		2																L	住宅改修後の想定 改修前 改修				
#	用者の身份	体状況	室内	りは壁を	つたし	ハなが	らゆっくりが	と行してお		も必要	更である				日に退院。 い段差があ	るため、	家の出力		車いす 特殊複合 味ずれ防止) 体位変換器	明具			
	介護状	況					ol。MVi している。	は自立して	ているが、そ	夜間に	はポータ	ブルトイ	レを	使用	。入浴時は	ンヤワー	チェアと	俗	手すり スローブ 歩行器 歩行舗助つ:				0000
ᆫ				7 -					の介護も含む			と記述す	ъ.						認知産老人	<b>非侧感知</b> 機	## <b></b>		
l			l	- 見	寸り標	度の状	況であって	も、その	内容を記述さ	<b>₹</b> 50.								_	移動用リフト 藤掛便座				
ı									を受けない				=76-4	作の	実施によって	字内の	後職やが		特殊尿器				
L	主宅改修に	FU													負担軽減を図		- W		簡易浴槽			<u></u>	<u> </u>
利	用者等は日 どう変えた	常生活	<u>_</u>	「 <sub>・利用</sub>	者や第	fや家族が住宅改修によって現在の暮らしをどのように変えたいの							か、	ある	いは継続して	]		•	その他		1		
Ι'	CJER	_6.72		いきた	いかを	総合的	に記述する	。具体的	な改修方針	や改作	を項目は	「P2」 (≎	記述	する			[F&m	<u>.</u>	. の欄には、	H-#-36	L		
l			l	・これ	までの	、生活	歴を踏まえ	、利用者	はどうのよ	うにも	土会参加	をしてい	きた	いか	を記述する。			-	の備には、 険給付対制			_	
l			l													記入する						- 1	

・改善をしようとしている具体的動作についてチェックをする(改修の対 象でない項目にはチェックをしない)。

移動について各行為(排泄・入浴・外出)の共通する内容は、例えば「排泄」の機のみに記入し、各行為の機に重複して記入する必要はない。

住宅改 女な理由書 (P2)

## 記載上の注意点

・各国難項目を改善するために、どのような改修を行うのか、その方針を記述する。

・改修方法は「手すり設置」や「段差解消」という表現でなくてもよい。「つかまれる所

を」「つまずかない工夫」「立ち上がりの支えを」などの表現でも良い。

・一つの改修項目が複数の目的のために行われる場合にまとめて記述してもよい。

・具体的手段は、当事者はもちろん、施工者や専門家と一緒に考えることが望ましい。

	<p1の「総合的状況」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針。sarf表面をア< th=""></p1の「総合的状況」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針。sarf表面をア<>							
活		② ①の具体的な困難な状況(・・なの	③ 改修目	的・期待効果をチェックした上で、	-	<ul><li>4) 改修項目(改修箇所)</li></ul>		
勳	している生活動作 ■	→で・・・で困っている)を記入してください。	政修の方針(・・す	ることで …が改善できる)を記入してください ■	•	9) 以修項目(以修圖所)		
г	□ ドンまでの移動		□ できなか たことをできる		□ 手すり	の取付け		
ı	□ トイレ出入口の出入 (集の開閉を含む)		ようにす   安全の確保		(			
抽	(罪の開閉を含む) □ 保事からの立ち度り(等者を含む)			<b>L</b>	,	・様々な角度から検討し、決定		
	□ 表展の着板	・生活動作で困っていること、問題点につ	■ 報・①②を記入し、明		(	された改修内容の項目をチェッ		
ı	□ 接定時の姿勢保持		<sup>不り</sup> 状の問題点を踏まえ	L	(	クレ、詳細な内容を記述する。		
ı	□ 接触末 □ その他( )	速する。	□ ☆ た上で、改修目的の		<b>)</b>	・改修箇所は、場所だけではな		
Н	□ 治査までの移動		□では項目をチェックする		(	く「手すり」なら、「便器横敷		
ı	□ 表版の着版	・「~したいのだが、実際には~しかでき	よう (あてはまるもの分	<u>.</u>	(	面」等その取付箇所まで記述す		
ı	□ 滑査出入口の出入		□ 転配 □ 動作の容易性の確保		□段差の	,		
l,	(票の開閉を含む)  □ 浴室内での移動(立ち座りを含む)	具体的に記述する。	□ 制用者の精神的負担や		山 殿差の	,,,		
浴	□ 表い場での姿勢保持	・改修案の検討の際は全ての活動について	不安の経滅		(	,		
ı	(洗体・洗養を含む)		□ 介護者の負担の経滅		(	)		
ı	<ul><li>□ 滞槽の出入(立ち座りを含む)</li><li>□ 滞槽内での姿勢保持</li></ul>	うとする活動の配述のみでよい。	□ その他( )		,	(		
L	□ +の他( )	・生活のどの場面、どの動作が利用者・介			(	)		
Г	□ 出入口までの屋内移動	助者にとって大変なのか、動作の流れに	□ できなかったことをできる		□ 引き戸	<b>「等への豚の取替え</b>		
ı	□ 上がりかまちの昇降 □ 東いす等、諸具の差数	沿って一つずつ見極めること。寝たきりな	ようにする     転倒等の防止、安全の確保		(	)		
l.	日産物の発尿	らば「座位が保てるか」、歩行ができれば	□動作の容易性の確保		,	,		
外出	□ 無入口の出入	「段差を超えられるか」などについても確	□ 利用者の精神的負担や		_ (	,		
_	(罪の開閉を含む)	認する。	不安の経滅		□ 便器の	)取替え		
ı	□ 出入口から敷地外までの 最外移動	<ul><li>①のチェックと②のコメントの両方を合</li></ul>	□ 介護者の負担の軽減 □ その他( )		(	)		
L	□ その他( )	わせて利用者の状況が伝わるようにする。			(	)		
Г			□ できなかったことをできる ようにする			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
ı	- 「その他の活動」の欄		ようにする 一 転倒等の防止、安全の確保		山滑り坊	<b>止等のための床材の変更</b>		
	には「排泄」「入浴」		■ 動作の容易性の確保		(	)		
o	「外出」以外の活動の生		□ 利用者の精神的負担や		(	)		
他	活動作を記述する。		不安の軽減 一 介護者の負担の軽減		□ ₹の#	·		
の活			□ <del>+</del> 0 ( )	必要に応じた付得工	(	,		
当	での移動」や「洗濯:洗			事を記述する。	(	,		
1	湿機からの洗濯物の取出				(	)		
ı					,	,		
L	し」など。				(	)		

## 具体的な記載例

#### 住宅改修が必要な理由書 (P2)

<P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善をしようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に配入してください。> ① 改善をしようと② ① の具体的な困難な状況(…なの) 改修目的・期待効果をチェックした上で、 ④ 改修項目(改修箇所) 勵 している生活動作 ➡ャ・・・で聞っている)を記入してください ■ 改修の方針(・・することで ・・が改善できる)を記入してください トイレまでの移動 できなかったことをできる 手すりの取付け トイレまでの移動は伝い歩きで何とか可 トイレの敷居を撤去し、段差を改修すること ようにする 能な状態だが、夜間など急いでいる時は 廊下の移動経路 横型2本 で、安全に歩行できるようになる。 (悪の関節を含む) 転倒等の防止、安全の確保 間に合わないこともある。トイレに3セン チの敷居があり、昇降が不安定である。 ■ 侵襲からの立ち産り(移乗を含む) □ 動作の容易性の確保 廊下に手すりを設置することで、安全な移動 トイレ壁面 L字型1本 □ 衣服の着数 利用者の精神的負担や ができるようになる。 トイレ内はつかまるところがなく、ペー トイレ内に手すりを設置することで、安全な立 ち座りや衣服の着脱をすることができる。 □ 検別時の姿勢保持 不安の経建 パーホルダーやタオル掛けに手をついて 玄関上り框 斜め型2本 □ 使始末 ■ 介護者の負担の経済 しまい危険である。 □ その他( □ その他( 浴室壁面 緩横各1本 □ 治療生での移動 **できなかったことをできる** □ 衣服の着数 ようにする 転倒等の防止、安全の確保 ■ 消寒出入口の出入 下肢筋力が低下しているうえに、右足に 動作の容易性の確保 (罪の開閉を含む) 政差の解消 痛みもあるため、浴室への出入りの際ふ 浴室の出入り口に緩手すり、浴槽の側に横 利用者の精神的負担や 治室内での移動(立ち座りを含む) らついてしまい危険である。浴槽への出 入りの際も、つかまるところがなく不安定 手すりを設置することにより、手すりにつかま りながら安全に入浴ができるようになる。 トイレの敷居を撤去する □ 洗い場での姿勢保持 不安の経滅 (洗体・洗髪を含む) → 介護者の負担の軽減 である。 □ 浩樓の出入(立ち座りを含む) □ その他( □ 治槽内での姿勢保持 □ その他( □出入口までの屋内移動 できなかったことをできる 引き戸等への扉の取替え 上がりかまちの異路 ようにする □ 意いす等。 発見の景味 ■ 転倒等の防止、安全の確保 上がり框の中央に斜め手すりを振り分けて ■ 履物の著説 上り框に30センチの段差があり、変族の 口 動作の非易性の確保 □出入口の出入 手助けがなければ昇降できないので困っ 利用者の機体的負担や 投置することにより、両手で手すりをつかみ ている。 不安の経道 ながら一人で昇降が行えるようになる。 □ 便器の取替え (職の顧問を含む) □ 出入口から敷始外までの ● 介護者の負担の経験 □ その他( 屋外移動 □ その他( □ できなかったことをできる ■ 滑り防止等のための床材の変更 ようにする □ 転倒等の防止、安全の確保 ■ 動作の容易性の確保 その □ 利用者の精神的負担や 不安の経営 他の □ 介護者の負担の軽減 その他 □ その他( 活動 敷居撤去に伴う建具取替え

			住宅改修工事見積書					令和 ○年 ○月 ○日
	度会 太郎 ** 必ず写真等に対応 号を振ってください		見積書記入例		施工	業者名	株式会社(代表取締任	300番地 300工務店 Q ΔΔ DD (B) :xx - xx - xxxx
写真	改修場所	内容	商品名·規格·寸法等		1	<b>)護保険対象部</b>	份	住宅改修の種類(※1)
番号				敷	Ī	単価	金額	
0	玄関	縦手すりの取付け	木製手すり!型 L=400(型番〇〇)	- 1	*	12,000	12,000	手すりの取付け
			エンドブラケット(型番〇〇)	2	個	800	1,600	
			取付け費	- 1	式	4,500	4,500	
			補強材(型番〇〇)	- 1	m	3,500	3,500	
			補強材取付け費	- 1	式	2,500	2,500	
2	浴童	L型手すりの取付け	浴室手すりL型 L=600×400(型番〇〇)	- 1	本	15,000	15,000	手すりの取付け
			取付け費	- 1	式	4,500	4,500	
3	Mr	和式から洋式便器へ取替え	ウォッシュレット一体型便器(型番〇〇)	- 1	セット	140,000	140,000	洋式便器等への便器の取替え
			取付け費	1	式	20,000	20,000	
			小計				203,600	
			踏経費				15,000	
			숨計				218,600	
			消費稅				21,860	
			総合計				240,460	

(※1)住宅改修の種類: (1)手すりの取付け(2)段差の解消(3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更(4)引き戸等への扉の取替え (5)洋式便器等への便器の取替え(6)その他住宅改修に付帯して必要となる工事

# 住宅改修箇所の見積書について

見積書を提出する際には、下記に注意して見積書を作成してください。

詳細が不明の場合は、再度、見積書を提出してもらう場合があります。

「○○工事一式」とは記入しないこと	・手すり工事一式××円。・フローリング張り工事一式××円。 ※「○○工事一式」とは、「材料費と施工費を加えて計上」した場合の積算方法です。見積内容が適切かどうかの審査ができません。
複数箇所を申請する場合	<ul> <li>・手すり設置工事(3箇所分)とせず、別々に記載してください。</li> <li>①手すり設置(玄関)</li> <li>②手すり設置(トイレ)</li> <li>③手すり設置(浴室)</li> </ul>
給付対象外の工事と併せて行う場合	・介護保険対象部分を抽出し、その工事範囲(〇㎡中の〇㎡)等を明示してください。対象範囲を明示するのが困難な項目については、適切な方法で対象範囲を按分して、その根拠を明示してください。

## ※見積書の項目

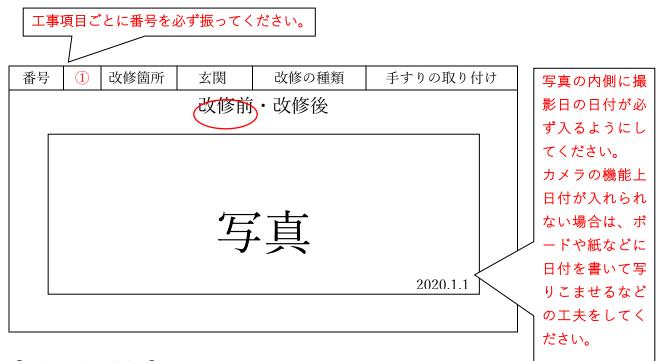
見積書の項目として、次の項目が考えられます。	(1)材料費 … 本体代(手すり、便器、ユニットバス、床材など) (2)取付金具費 … プラケット、エンドキャップ、下地補強板など (3)解体費 … 和式トイレ、玄関前階段など (4)廃棄処分費 … 廃棄処分料 (5)施工費 … 取付工賃 (6)諸経費 … 10%程度 (7)消費税 … 10% ※更に詳細な項目にしてかまいません。
------------------------	--

## 住宅改修箇所の写真について

定まった様式はありません。任意の様式でかまいませんので、作成例を参考に分かりやすく作成してください。

改修前の写真は、事前申請時に添付してください。

支給申請時の写真は、改修内容が分かりやすいよう写真を添付するようにしてください。(写真はバラで提出しないで下さい。A4の紙に貼るなどし提出して下さい。)



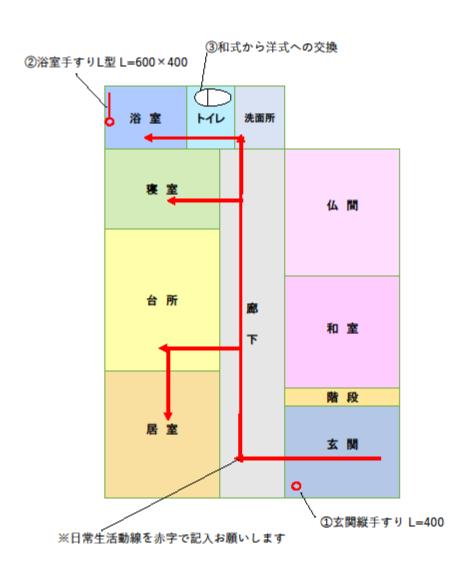
#### 【具体的な撮影方法例】

手すり	・写真上に取付け位置や形(縦付、横付、L型など)などを入れてください。
	例)マジックで写真に直接記入する。
段差解消	・ものさし等を使い、段差の高低が分かるように写真を撮る。
	・全景の写真とアップの写真を撮る。
	・全景の写真が撮れない場合は、複数に分割して写真を撮る。
扉などの変更	・改修が必要な状況が確認できるもの。
	・開き戸から引き戸に変更の場合は、引き戸が確認できるもの。
	例)戸が閉まっている写真と開いている写真を撮る。
	・引き戸の拡幅の場合は、開口幅が確認できるもの。
	・両側ドアノブ変更の場合は、両者が確認できるもの。

## 平面図

記載例

## 度会 太郎 邸



## 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書

記入例

フリガナ	ワタライ タロウ	保険者番号	2 4 4 7 0 7					
被保険者氏名	度会 太郎	被保険者番号						
IN PART IN THE		個人番号						
生年月日	明・大 昭 〇年 〇月 〇日生	性別	男・女					
住 所	₹000-0000							
	度会町□□○○番地	配話番号 ××	××(××)××××					
住宅の所有者	度会 一郎	本。	人との関係( 長男 )					
	①玄関 手すり!型 L=400	業者名	(株)〇〇〇工務店					
改修の内容 · 箇所及び規模	②浴室 手すりL型 L=600×400	業者所在地	度会町□□○○番地					
	③トイレ 和式から洋式便器への取替え	着工予定日	令和 〇年 〇月 〇日					
改修費用	240, 460 円	見積書の金額	を記載					
度会町長	#	※対象外工事を含む場合は、住宅改修支給対象のみの金額を記載						
	上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(支援)住宅改修費の <del>支稿を申請しより。</del> 令和 〇年 〇月 〇日							
住所 申贈者	度会町□□○○番地	-	<del>番号</del> ××××(××)××××					
	度会 太郎	毛帕香亏 ^^^(^*/***						
	(章に以下の重新表演は) デノゼネハ							

- 注意・この申請書に以下の書類を添付してください。 (1) 介護保険住宅改修完了報告書 (2) 改修後の写真(日付入り) (3) 請求書及び領収書(原本) 添付してください。

恐行して 居宅介護(支担		を下記の	口座	こ振りも	えんで	下さい。								
4 6/18/2/	O×	(報	_		Δ□	本店 支店	種目			座		ŧ .	号	
口座振込	金融機	-	組合		店舗コ	出張所	1 普通預金 2 当座預金	×	×	×	×	×	×	×
依 頼 欄	フリガナ	0	0	0	O	据以口向	は、本人又	71:	'安'	権の	П	広龙	۳.	ŀ
	口座名義人	度会	太郎		一		Eは、本人と とだし本人以							r
※振込指定口座	の名義人が初	保険者	以外の	場合は	t. 委f	記名押印が必要。 ※受領委任払いの場合は口座の記入は不								
	居宅介護(支援)住宅改修費の受領に													H
委任状 委任者(被保険者)				要ですが、介護保険住宅改修等受領委 払いに係る委任状の提出が必要。							ı			
	受任者(口	座名義。	L)											

記入例

提出日 令和 〇年 〇月 〇日

## 介護保険住宅改修完了報告書

令和○年○月○日付けで承認を受けた介護保険住宅改修について、工事が完了しましたので報告します。

51

フリガナ	ワタライ タロウ	保険者番号				2	4	4	7 0	7
被保険者氏名	度会 太郎	被保険者番号	0	0 0				0	0	
生年月日	明・大・図 〇年 〇月 〇日	性 別			<b>9</b>	•		女		
住 所	〒〇〇〇-〇〇〇 度会町 □□〇〇番地	電話番号	,	××:	××	(x :	×):	××	××	
着工日	令和 ○ 年 ○	月〇日								
完成日	令和 ○ 年 ○	月〇日								
施工業者名	(株)〇〇〇工務店	担当者	Ī		4	ΔΔ	C	10		
北上来省石	は、この一人物画	電話番号		×	××	×(×	×	)××	××	

報告者	住所	度会町口口〇〇番地 (株)〇〇〇工務店
(施工業者)	氏名	ΔΔ 🗆 🗆

## 式第7号(第7条関係)

## 介護保険住宅改修費等受領委任払いに係る委任状

○年 ○月 ○日

## (宛先) 度会町長

(要任	被保障	険者番号	$egin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$
要介護	氏	名	度会 太郎
(要介護被保険者)	住	所	〒○○○-○○○ 度会町□□○○番地
自			電話番号××××-××××

私は、次の者に保険給付費の申請及び代理受領に関する一切の権限を委任します。 また、受領委任払いに係る保険給付費について次の者に通知することを同意しま す。

サービスの種類		☑住宅は	改修費	□(介護予防	)特定福祉用具販売	
受領委	そ 任払い取扱事業者登録番号					
	事業者名称	(株)〇〇工剤	务店			
受任者	代表者氏名	00 00				
者(事業者)	事業者所在地				1割負担の方の場合は保証 総費用の9割分の金額 ※	
A 保険適用総費用見込額(支給限度基準額 を超える場合は、住宅改修費 20 万円又は福祉 用具購入費 10 万円)				200,	000 m	
代理受領見込額(A×※) (1円未満は切り捨て)				180,	000 円	
自己負担見込額				20,0	000 <sub>円</sub>	
※			1.5		<b>伊陸海田松弗田に依っ</b>	

※ 負担割合証を確認の上計昇してくたさい。

被保険者の負担額記入

# 住宅改修の領収書について



(1)介護認定申請中、入	介護認定申請中や入院・入所中に住宅改修は可能ですか?
院・入所中に行う住宅改	⇒要介護または要支援の認定を受けていることが必要です。
修について	ただし、緊急を要する場合は、認定申請書を提出後、事前申請を
	行うことは可能ですが、要介護認定が「自立(非該当)」となった場
	合は支給できません。
	入院・入所中で退院・退所の見込みがある場合には、事前申請承
	認後の工事着工は可能ですが、退院・退所しなかった場合は支給で
	きません。
	また、一時帰宅のための住宅改修は給付対象外となります。
	よた、 物がもりための圧も成形は相目対象がとなりより。
(2)住宅改修の承諾書に	住宅所有者が亡くなっており、承諾書を書く者がいない場合、ど
ついて	のようにすればよいですか?
	⇒改修する住宅が賃貸でなく、実質的な所有者が被保険者の場合
	は、提出を省略することができます。
	また、実質的な所有者が世帯主や同居の世帯員の場合は、その者
	より承諾をもらってください。
	それでも、承諾書を提出できない場合は、提出できない理由を余
	白に記入する。
	例)所有者〇〇〇〇は、死亡しているため、承諾書を提出
	することができない。
(3)住宅改修業者が「住	理由書の作成は居宅介護支援専門員(以下ケアマネジャー)の資格
宅改修が必要な理由書	があれば誰でも可能か?
の作成することについ	→理由書の作成業務は、居宅の届出を行っている担当のケアマネジ
T	ヤーが行ってください。
	なお、他のサービス利用を考えていないなどケアマネジャーとの
	契約をしていない場合などは、以下の有資格者が作成可能です。
	・理学療法士、作業療法士
	・ 母子原伝工、FF来原伝工 ・ 居宅介護支援事業所(小規模多機能型居宅介護を含む) に所属
	で
	- 9 30 / 7 マインマー - 地域包括支援センターに所属するケアマネジャー、社会 福祉
	士、保健師
	<ul><li>・福祉住環境コーディネーター 2級以上の方</li><li>*********************************</li></ul>
(4) 改修工事完成前に入	改修工事完成前に容態の急変等により入院し、退院の見通しがつ
院した場合について	かない場合、住宅改修費はどのようになりますか?
	⇒入院するまでに工事が完成した部分までを給付対象とします。
(5) 仕点は依合やナベラ	お佐て東ウト芸)ヶ名港 1 電影がよ と思くは 人物もった切っ
(5)住宅改修完成までに	改修工事完成前に急遽、入所が決まった場合は、全額自己負担に
入所した場合について	なりますか?
	⇒要介護者が入所するまでに工事が完成した部分を給付対象とし   」。
	ます。

(6) 住宅改修完成まで に死亡した場合につい て	<ul><li>改修工事完成前に死亡した場合は、全額自己負担になりますか?</li><li>⇒入院中や入所中だった者が、退院・退所を見込み申請したが、退院・退所せず死亡した場合は、全額自己負担となります。</li><li>また、居宅の者が申請し、完成前に死亡した場合は、死亡するまでに工事が完成した部分までを給付対象とします。</li></ul>
(7)新築や増築の住宅	新築や増築での住宅改修は可能ですか?
改修について	⇒住宅の新築や増築(新たに居室を設けるなど)は支給対象にはなりません。また、改修理由が老朽化や器具の故障等の場合も給付対象になりません。 ただし、竣工日以降に手すりを設置するなどの場合は、給付対象
	とします。
(8)一時的に身を寄せて	一時的に身を寄せている住宅の改修は可能ですか?
いる住宅の改修について	⇒介護保険の被保険者証に記載されている住所地の住宅の改修が 給付対象となります。
	一時的に居住するための住宅改修は、給付対象外とします。
(9)本人宅の同一敷地内 の娘宅に生活の拠点が ある場合の住宅改修に ついて	住民票・介護保険被保険者証に記載されている住所の同一敷地内で、番地が1違う娘宅を改修する場合、住宅改修の対象になりますか? (生活の拠点は娘宅にあり、土地の所有者も被保険者。) ⇒原則として、被保険者証に記載されている住所地で住宅改修を行わなければなりません。 ただし、生活の拠点が娘宅にあるということが確認でき、住所を移すことが出来ない理由があれば個別に判断します。
(10)家族等が自ら行う 住宅改修について	家族等が自ら行う住宅改修が可能ですか? ⇒被保険者が自分で材料を購入し、本人または家族等によって住宅改修が行われた場合は、材料費のみを給付対象とします。添付する工事費請求書の内訳は、使用した材料の内訳を本人または家族等が作成します。「領収書」は、材料の販売者が発行したものになります。
(11)住宅改修を行う業 者について	シルバー人材センターに依頼して住宅改修をした場合、介護保険 の住宅改修の対象になりますか? ⇒給付対象とします。
(12)ひとつの住宅に複 数の被保険者がいる場	夫婦で介護認定を受けているため、合算して住宅改修をすること は可能ですか?
合の改修について	住宅改修費の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行うため、被 保険者ごとに支給申請を行うこととなります。
	そのため、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し、内容や場所などが重複しなければ給付対象とします。。
	ı

(13) 老朽化した手すり	手すりが老朽化したので、新しいものに交換できますか?
の交換について	⇒単に老朽化したとの理由であれば認められません。
(14)取り外しが出来る 手すり等の設置につい	取り外しが出来るものにしたいが、住宅改修の対象になりますか?
て	⇒取りつけ工事を要しないものや、持ち運びが容易であるものは住 宅改修の給付対象外とします。
(15)以前改修した箇所 の修理について	以前取付けた手すりが壊れたので、再度、住宅改修で直すことは 可能ですか?
	⇒すぐ壊れないように、以前より強度のあるものにするなどの改善 策を講じれば給付対象とします。
(16)トイレが屋外の為、 屋内へ新設について	屋外に和式の汲み取り式トイレがあるが、足が悪く玄関から 30 分くらいかかる。屋外のトイレは壊さずに、屋内に洋式の汲み取り式トイレを新設することは可能ですか? ⇒取替えとは、原則は今あるものを壊してそこに新しいものを作るということです。今回の場合は新設にあたり、住宅改修の給付対象外とします。
(17)和式便器から洋式便器への交換について	和式便器はすでに壊し、穴の上にポータブルトイレを置いて使用していたが、不安定・狭い等の理由で、洋式便器を設置することは住宅改修の対象になりますか?また、事前写真はどのようにして撮影すれば良いですか?  ⇒和式便器から洋式便器への交換として給付対象とします。写真は穴だけの状態とポータブルトイレを置いた状態を両方撮り、過程と洋式便器を設置しなければならなくなった理由を明記にしてください。
(18)トイレを和式から 洋式に変更について	もとのトイレが狭いので、隣にトイレを作るのは対象になりますか? (前のトイレは無くし、物置にする) ⇒その場所でなければ洋式トイレを設置できないのであれば給付対象とします。
(19)男性用小便器から 洋式便器への交換につ いて	男性用小便器と和式便器が隣接しているトイレにおいて、男性用 小便器を洋式便器へ交換することは住宅改修の対象になります か? ⇒男性用小便器を洋式便器に交換しなければならない理由があ れば給付対象とします。(男性用も和式も両方使用できない等)。付
(20) 男性用小便器を使いやすい男性用小便への交換について	帯工事は通常の便器交換の時と同じです。 <b>男性用小便器を使いやすい男性用小便器(現状の小便器より大きいもの)に変更することは、住宅改修の対象になりますか?</b> ⇒洋便器では小便ができない方で、現状の小便器は高さ、大きさが合わず介助を要している場合、適当な小便器への取替えも住宅改修の給付対象とします。  ただし、単に便利にしたい場合は、給付対象外とします。

() = (b.)	* [5,2] 2 [5,4] 2
(21)和式トイレにかぶせる式の便器でビス止め、排水工事について	和式トイレにかぶせ式便器でビス止め、排水工事を行うものは対象になりますか? ⇒取り外し可能ではなく、排水工事も行うので住宅改修の給付対象とします。
(22)トイレを和式から かぶせ式の洋式に変え る工事について	トイレを和式から、かぶせ式の洋式に変えたい。その際出入口が 狭くなり、移動が危険になるため壁を壊して出入口を変更したいの だが対象になりますか? ⇒出入口を変更しなければ洋式トイレを安全に使用できないなら ば、壁を壊すことはトイレ改修の付帯工事とし、給付対象とします。
(23)トイレのドアの位 置と壁の位置を交替す る工事について	和式トイレに福祉用具購入で購入した腰掛便座を置いて洋式にすると、出入りが難しくなるため、ドアの横の壁の部分にドアをずらし、ドアだった部分は壁に改修することは対象になりますか? →洋式トイレへの改修工事をしないので、ドア及び壁の改修はトイレ改修の付帯工事とはなりません。ただし、利用者の身体的状態も勘案し、扉の交換として給付対象とします。
(24)トイレと居室をつ なぐ工事について	居室から一度廊下に出てトイレに行くのが困難なため、居室の押入れを半分抜いてトイレと直接繋がるドアを設置する場合、住宅改修の対象になりますか?  ⇒この場合は、単なる新設にあたり、扉位置等の変更をした場合という比較対象がないため、給付対象外とします。
(25)ユニットバス・ユニットトイレについて	ユニットバス・ユニットトイレは住宅改修の対象になりますか? ⇒対象部分を按分することができる場合のみ対象とします。全体の見積もりと、パーツごとの金額を明確にし、按分計算をする必要があります。 ユニットバスは本来セットでの料金になっているため、パーツごとの金額を出してもらえるかどうか、業者に確認してください。(浴槽部分や便器部分のみの改修金額が出せる場合は、対象部分のみを申請する方法でかまいません)。
	(按分計算例)     該当部分の商品の金額       全体の工事費 ×
	該当部分の商品の金額 + 住宅改修に該当する工事費 = <b>支給申請額</b>

(26)ドアの新設	<b>壁を壊してドアを新設することは可能ですか?</b> ⇒引き戸の新設により、扉位置の変更時に比べて費用が低廉に抑えられる場合もあることから、新設したほうが低廉だと証明できれば給付対象とします。(見積を2通り出す等)
(27)右向きの扉を左向 きに変更する工事につ いて	右向きの扉を左向きに変更する工事は住宅改修の対象になりますか? ⇒扉そのものを取り替えない場合でも、身体の状況に合わせて性能が変われば、扉の取替えとして住宅改修の給付対象とします。
(28)スイッチ・コンセン トの移動について	<b>改修することでスイッチ・コンセント等を移動しなければならない場合、付帯工事として対象になりますか?</b> ⇒移動しなければスイッチ・コンセントが使用不可になる場合は給付対象となりますが、単に不便という理由だけでは給付対象外とします。
(29)階段の滑り止めの 改修材について	転倒防止のために階段に滑り止めを貼り付ける場合、粘着テープでも対象になりますか? ⇒接着剤のように強力であり、簡単に取れにくく、利用者にとって安全であれば給付対象とします。
(30)玄関先からの砂利 道の舗装について	玄関先から砂利道の為、滑りやすい。コンクリートに舗装するのは対象になりますか?  ⇒通路面の材料変更として給付対象とします。(コンクリート、アスファルト、タイル等は対象)
(31)廊下のかさ上げ について	居室等と廊下に段差があり、廊下を嵩上げしてフラットにしたいが対象になりますか? ⇒まず敷居の改修やスロープの設置を想定してください。しかし、それらによることができないと判断される場合(構造上の問題や身体的問題)は個別に判断します。
(32)養護老人ホームの住宅改修について	養護老人ホームの居室部分は給付対象になりますか? ⇒法律上原則的には難しい。(介護保険法第8条で、軽費老人ホーム・有料老人ホームは居宅要介護者として記述があるが、養護老人ホームはない。)

なお、住宅改修については、個人の身体的な特徴などにより個別に判断される場合もあります。その際は、事前に相談ください。